

平成29年度 税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

＜はじめに＞

中国を始めとするアジア新興国の経済減速や原油価格下落による資源国等の景気下振れ、またアメリカの金融政策正常化による影響などの中、我が国の景気は、限定期ではあるが、雇用・所得環境の改善が見られてきたとはいえ、企業収益は陰りが見えている。日銀はマイナス金利政策を導入し景気浮揚に努めているが、効果の兆しが見えてこない。

政府は、国・地方の基礎的財政収支（PB）について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことが示されているが、国及び地方の長期債務残高は1,000兆円を超え、更に増大していく危機的な状況に陥っている。

これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が急務である。「公平・公正かつ簡素な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

＜基本的な課題＞

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

この度の消費増税の再延期により財政健全化目標の達成のハードルがさらに高くなるのは避けられない状況になった。この状況で目標達成するには高い経済成長による税収の上積みが必要となるが、財政健全化に向けては、歳入が増収することを前提とするのではなく、歳出について、使い道を明らかにし、そして徹底的な無駄の削減のための方策及びスケジュールを明確にして実行すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

- (1) 年金制度については、給付と負担の均衡を図り、将来にわたって持続可能な制度にするためには、抜本的な改革が必要である。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。
- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の待遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。

- (4) 生活保護については、受給条件や水準を見直すとともに不正受給防止に努める。また、受給者の自立支援も併せて行う。
- (5) 少子化対策については、企業任せでなく、子どもは社会全体で育てるという制度として、出産や育児のサポートをしていくべきである。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。国、地方の議員及び職員の定数削減と機構のスリム化によるコスト削減、特殊法人の整理による支出削減を徹底し、小さな政府を望む。また、国民が納得できる税負担の構造を構築することが必要である。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

2017年4月に予定されていた消費税率10%への引き上げについては、現情勢での増税による内需の腰折れを懸念し、30か月再延期された。2019年10月に消費税率を10%へ引き上げをし、その際には軽減税率を導入すると明言をした。しかし、この軽減税率については、税率が複数化すれば納税義務者である事業者の対象品目の仕分け、レジシステムの変更とその対応、経理処理の煩雑化など混乱が生じる。現在以上の事業者の徴収事務の負担増、並びに国民生活に混乱をまねくことは避けるべきであり、軽減税率制度は廃止すべきである。

5. マイナンバー制度

マイナンバー制度については、更なる周知と理解を徹底すべきである。マイナンバーによる事務の効率化、また国民の利便性を高めるよう適正な運用を行う。なお、個人情報保護のため、厳重なセキュリティをもつての運用は当然である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率のあり方

法人実効税率は20%台に引き下げられた。その代替財源として外形標準課税の拡大、欠損金の繰越控除制度の見直しや減価償却制度の見直しなど課税ベースの拡大によって確保する。今般の改正では、外形標準課税の拡大については、中小法人への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保されており、また欠損金繰越控除制度の見直しについても大法人のみとなつたが、この代替財源を今後、中小法人に対しても求めると思われる。代替財源を中小法人に求めず、法人実効税率のさらなる引き下げを要望する。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

平成27年度税制改正において中小法人に適用される軽減税率の特例15%の適用期限が2年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するよう求め。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円程度に引き上げることを要望する。

3. 事業承継税制の拡充

平成27年1月から納税猶予制度が改正され、適用要件の緩和や手続きの簡素化などの見直しがされたが、円滑に事業承継をするにはまだ不十分である。事業継続を前提としての本格的な事業承継税制の構築が必要である。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

地方創生を財政面から支援する施策の一つとして地方創生応援税制、いわゆる「企業版ふるさと納税」が創設された。三大都市圏にある交付税不交付団体などへの寄付は認めず、寄付の対象になる自治体の事業は、内閣府があらかじめ認めたものに限られるが、企業が地域活性化を応援することは望ましい。

この制度で、地方自治体が政策面のアイデアを競い合うことで良い地方創生の取り組みが生まれる効果もあるが、他方で、より多くの寄付を得ようと、自治体側が許認可や物品調達、入札などで特定の企業を不透明な形で優遇する可能性はないか。ふるさと納税が企業と自治体の関係をゆがめては困る。

また、都市と地方の税収格差は正を図るのであれば、地方向けの補助金を極力減らす一方で、地域間の偏在が小さい税源を国から地方に移すべきではないか。

2. 道州制の導入（地方への権限と税源の移譲）

地方行財政改革のためにも、国と地方双方のあり方を抜本的に見直し、再構築することによって真の地方分権型社会を実現する道州制の導入については、積極的に推進する必要がある。

＜税目別＞

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充 等

役員給与は、職務執行の対価であるので、原則損金算入できるよう見直すべきである。

2. 債却資産税

平成28年度改正では、中小企業者等が一定の機械及び装置を取得した場合、当該機械及び装置にかかる固定資産税について、課税標準を最初の3年間は価格の2分の1とする措置が創設された。また、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得等した場合、その減価償却資産の合計額300万円を上限として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置が2年延長された。

これらは、地域の中小企業による設備投資の催促を図る上で望ましいものと考えるが、特に少額減価償却資産の取得価額の損金算入については、事務効率の向上等に資する設備投資促進を焦点とした特例とするのではなく、通例として現行の取得価額10万円未満を30万円未満程度に引き上げ、中小企業の活力向上及び経済の活性化を図られたい。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方 等

各種控除制度の見直しが必要である。特に女性の社会進出に向けて「配偶者控除」の適用限度額の見直しを強く求める。ただし、社会保障の適用基準などを考慮する必要がある。

III. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

贈与税については、資産が高齢者に偏在し、若年層の貧困化が問題視されている。既に、高齢者の資産の円滑な移転については、諸政策を実施し、教育、子育て支援、住宅等が導入されている。贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円程度まで引上げるべきである。

IV. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し 等

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われている。しかし、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価は下がらないという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改める必要がある。また、商業地等の宅地の評価は、より収益性を考慮した評価方法に見直すべきである。

<その他>

I. 震災復興

復興事業については、現状をきちんと把握した上で適切なる支援を迅速に行う。

II. 租税教育 等

現行の学校教育における租税教育への取り組みは低く、税の意義や役割を理解させるには不十分である。納税者としての意識を高め、そして社会の構成員としての責任を自覚させ、税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民へと育むため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

会費の納入時期を年1回に変更のお知らせ

公益社団法人 川崎南法人会
会長 梶川 修司

会員各位におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より法人会への特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当法人会は設立以来、会費につきましては、年2回（上期・下期）に分け会員の皆様から預入をお願いして参りましたが、法人会会計の健全化及び監督官庁（神奈川県）からの事務指導、また事務負担の軽減、経費の削減等を考えまして今年度の通常総会（平成28年6月13日開催）の審議によりまして、次年度（平成29年4月）から年2回（上期・下期）の会費の納入を年1回に変更することが決定致しました。

会員の皆様におかれましては、何卒、諸般の事情をご理解頂き、ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

敬 具